

訪問マッサージ対象条件

・下記 (A) 筋麻痺・筋萎縮または (B) 関節拘縮の症状があり、(C) 公共交通機関を使つての自力通院が困難で、医師の同意があること

対象者の症状

訪問マッサージは、病名・診断名ではなく、下記のような症状があるかどうかのポイントです。

- (A) 筋麻痺・筋萎縮：体の筋肉が動かない麻痺や筋力低下です
- (B) 関節拘縮：関節の可動域制限、関節機能低下の状態です
- (C) 公共交通機関を使つての自力通院が困難な方：身体的要因だけでなく、社会的要因も含めて公共交通機関を使つての自力通院が難しい方が対象となります。
対象者かどうかの判断は・・・最終的に対象となるかの判断は、かかりつけ医師です。

訪問マッサージの対象となる病気の種類

1. 脳血管障害による後遺症・片麻痺
脳梗塞 脳出血 くも膜下出血など
2. パーキンソン病などの神経難病
パーキンソン病 パーキンソン症候群 進行性核上性麻痺 (PSP) 大脳皮質基底核変性症 重症筋無力症 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 球脊髄性筋萎縮症 原発性側索硬化症 多発性硬化症／視神経脊髄炎 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症 (MSA)
3. 廃用症候群
アルツハイマー型認知症 レビー小体型認知症 寝たきり
4. 脊髄損傷
頸髄損傷 胸髄損傷 腰髄損傷
5. 脳性麻痺
脳性麻痺 (痙直型、アテトーゼ型、混合型、固縮型、失調型)
6. その他
筋ジストロフィー 黄色靭帯骨化症 後縦靭帯骨化症 慢性再発性多発性骨髄炎 強直性脊椎炎 変形性膝関節症 大腿骨骨折後歩行困難 筋力低下 痛み (疼痛) リンパ浮腫 心筋梗塞

上記以外の掲載していない病名・診断名であっても、上記の症状 A) 筋麻痺・筋萎縮または (B) 関節拘縮の症状があり、自力通院が困難は対象となります。

まとめ

訪問マッサージ対象となる方は、(A) 筋麻痺・筋萎縮または (B) 関節拘縮の症状があり、(C) 公共交通機関を使つての自力通院が困難で、医師の同意がある方です。最終的な判断は医師が同意するかどうかになりますので、初めて医師に依頼する場合は、同意をもらえるかどうか事前相談をお勧めします。